

京都市告示第 5 4 8号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を廃止しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 2 8 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	横大路水 0 0 2 4 号	伏見区横大路柿ノ本町13番地の2地先 伏見区横大路畔ノ内21番地, 21番地の1合地地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)